

## 議案第 1 1 号

我孫子市下水道条例及び我孫子市公共下水道事業審議会条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市下水道条例及び我孫子市公共下水道事業審議会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 4 日 提出

我孫子市長 星 野 順一郎

### 提案理由

地域下水道の区域に接続する下水道管工事が完了することから、当該区域を公共下水道の区域とするとともに、地域下水道及びし尿処理施設を廃止するため提案するものです。

我孫子市下水道条例及び我孫子市公共下水道事業審議会条例の一部を  
改正する条例

(我孫子市下水道条例の一部改正)

第1条 我孫子市下水道条例（昭和44年条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 我孫子市の設置する公共下水道の管理、使用、施設の構造の基準等については、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 我孫子市の設置する公共下水道<u>(地域下水道を含む。)</u>の管理、使用、施設の構造の基準等については、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 地域下水道 特定地域を単位として設置された下水道をいう。</u></p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5) し尿処理施設 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第72号に規定するし尿処理施設をいう。</u></p> <p><u>(6)</u> 略</p>

- (5) 略
  - (6) 略
  - (7) 略
  - (8) 略
  - (9) 略
  - (10) 略
  - (11) 略
  - (12) 略
- (設置)

第3条 本市が設置する公共下水道の区域は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	設置区域
略	

**第4条及び第5条 削除**

- (7) 略
  - (8) 略
  - (9) 略
  - (10) 略
  - (11) 略
  - (12) 略
  - (13) 略
  - (14) 略
- (設置)

第3条 本市が設置する公共下水道及び地域下水道の区域は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	設置区域
略	
我孫子市地域下水道	久寺家1丁目及び久寺家2丁目

2 し尿処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
久寺家処理場	我孫子市柴崎1番地

**第4条 削除**

(地域下水道への準用規定)

第5条 この条例のうち公共下水道に関する規定は、地域下水道について準用する。この場合において、これらの規定中「公共下水道」とあるのは「地域下水道」と読み替えるものとする。

(我孫子市公共下水道事業審議会条例の一部改正)

第2条 我孫子市公共下水道事業審議会条例(昭和55年条例第30号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、公共下水道における使用料等の適正化を図るため、我孫子市公共下水道事業審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、公共下水道 <b><u>及び地域下水道</u></b> (以下「<b>公共下水道</b>」という。)における使用料等の適正化を図るため、我孫子市公共下水道事業審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。